

開発行為等における自動車及び自転車等の駐車場の整備基準

(令和5年5月9日市長決裁)

新座市まちづくり未来部交通政策課

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第13条に規定する開発行為等における自動車及び自転車等の駐車場の整備基準は、次のとおりとする。

- 1 開発行為等を行う者は、次に掲げる予定建築物等の区分に応じ、自動車駐車場を整備するよう努めなければならない。
 - (1) 共同住宅 予定戸数1戸につき1台以上の台数分の自動車駐車場を事業区域内又は事業区域に近接する区域に整備すること。ただし、予定戸数2戸につき1台以上の台数分については、事業区域内に確保すること。(第13条第1項第1号)
 - (2) 戸建住宅 1戸につき1台以上の台数分の自動車駐車場を当該住宅の敷地内に整備すること。(第13条第1項第2号)
 - (3) 前2号以外のもの 開発行為等の規模及び予定建築物等の用途に応じ、次の表に定めるところにより、必要な台数分の自動車駐車場を事業区域内又は事業区域に近接する区域に整備すること。(第13条第1項第3号)
- 2 開発行為等を行う者は、開発行為等の規模及び予定建築物等の用途に応じ、次の表に定めるところにより、必要な台数分の自転車等の駐車場を事業区域内に整備するよう努めなければならない。(第13条第2項)

用途区分	自動車	自転車・バイク
共同住宅	1戸に1台以上 (2分の1以上は事業区域内に確保)	1戸に1台以上
戸建住宅	1戸に1台以上	1戸に1台以上
スーパー・商品小売業	店舗面積30平方メートルごとに1台以上	店舗面積10平方メートルごとに1台以上
工場・倉庫・作業所・事務所等	延床面積100平方メートルごとに1台以上	延床面積50平方メートルごとに1台以上
レストラン・銀行等	延床面積30平方メートルごとに1台以上	延床面積10平方メートルごとに1台以上
上記以外のもの	事業規模及び用途に応じて必要とする駐車施設等を設置すること。	

- 1 戸建分譲及び共同住宅を除く用途については、業務内容等により特に必要があると認める場合は別途協議することができる。
- 2 立体自動車駐車場を設置する場合には、隣接する住民の方々に十分説明すること。
- 3 この基準は、決裁のあった日から実施する。